

○琴浦町建設工事等入札執行要領

平成19年12月3日

訓令第36号

(目的)

第1条 建設工事又は測量等業務(以下「建設工事等」という。)の契約に係る競争入札(随意契約(プロポーザル等を含む。)の見積り合わせについては、この要領に準ずる。)を行う場合について、琴浦町建設工事執行規則及び琴浦町財務規則、その他法令等で規定するもののほか必要な事項を定める。

(見積期間)

第2条 入札参加者の見積期間(指名通知から入札日までの期間)は建設業法施行令第6条第1項の規定により、次に定めるとおりとする。

- (1) 予定価格が、500万円未満……1日以上
- (2) 予定価格が、500万円以上、5,000万円未満……10日以上
- (3) 予定価格が、5,000万円以上……15日以上

2 上記期間には、琴浦町の休日を定める条例に規定する休日の日数は算入しない。

3 やむを得ない事情があるときは、(2)及び(3)の期間を最大5日間短縮することができる。

(設計図書の閲覧等)

第3条 設計図書の閲覧は、入札執行日の前日までとする。

2 積算資料等は、ホームページからダウンロード等により無料配布する。また、設計図面の複写は有料(下表のとおり)とする。

種類	単価
A0	1,000円／枚
A1	500円／枚
A2	300円／枚
A3	50円／枚
A4	25円／枚
長尺ロール	900円／メートル

3 設計図面の購入希望者は、電話等で発注担当課に予約申込を行うこと。

4 発注工事の内容に関する説明会等は、原則として行わない。

(質問・回答)

第4条 入札参加予定者は、閲覧設計書(設計書、図面、仕様書、現場説明書等)に関して質問がある場合は、次により質問書(別紙様式第1号)を提出することができる。

- (1) 質問書は、入札日から3日前(休日は除く。)までとする。
- (2) 質問書は、持参及びメール又はファックスで企画情報課長へ送信する。
- (3) 質問書は、設計担当課長が回答書(別紙様式第2号)を起案し、企画情報課長へ送信する。
- (4) 企画情報課長は、回答書を入札参加予定者全員に通知する。
- (5) 質問回答書は、入札後、現場説明書に添付して保管する。
- (6) 閲覧期間の極めて短いもの等、この要綱によることが適当でないものは対象外とする。

(入札の執行)

第5条 入札は、入札を執行する権限を有する者、又は当該者が指定した職員が執行する。

- 2 入札執行者は、その事務を補助する職員を2名以上指定する。
- 3 入札の結果は、琴浦町ホームページで公表する。

(入札の方法等)

第6条 入札執行者は、入札の開始に先立ち、次の各号に掲げる事項について確認をする。

- (1) 入札参加者の出席確認
- (2) 入札保証金の納付の有無(免除する場合を除く。)
- 2 入札参加者は、設計図書、現場等を熟覧のうえ、工事費又は委託費の見積りを行い、入札しなければならない。
- 3 入札参加者は、代理人に入札させようとするときは委任状(別紙様式第3号)を提出すること。
- 4 入札参加者は、入札書(別紙様式第4号)又は見積書(別紙様式第5号)1通を封書にし、表面に建設工事等の名称及び場所並びに住所、商号又は名称及び代表者の氏名を記載すること。

5 提出された入札書は、いかなる理由があっても、これを書換え、引換え又は撤回することができない。

6 郵便による入札については、別に定める。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、次に掲げる手続を行った上で、入札を辞退することができる。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届(別紙様式第6号)を入札執行者に提出、又は入札の直前までに送付すること。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届けを入札執行者に提出する。この場合において、既に入札書を提出した入札参加者は辞退を認めない。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(入札の中止等)

第8条 入札執行者は、次に掲げる場合には当該入札を中止し、若しくは延期し、又は入札参加者を当該入札に参加させないものとする。

(1) 入札参加者が談合し、又は談合の恐れがある不穏な行動をとるなど、入札を公正に執行することができないとき。又は妨害する者があるとき。

(2) 予定価格を事前公表している場合で、入札参加者が1者しかいないとき。

(3) 天災、その他やむを得ない理由が生じたとき。

(積算内訳書の提出)

第9条 入札執行者は、建設工事等の入札において入札額の根拠となる積算(工事費)内訳書(別紙様式第7号)の提出を求めることができる。

(1) 内訳書は、第1回目の入札金額に対応した内容とする。

(2) 提出された内訳書は返却しない。また、情報公開の対象とする。

(3) 内訳書は、契約上の権利義務を生じるものではない。

(入札参加者の失格)

第10条 次の各号のいずれかに該当した者は、失格とする。

(1) 入札保証金の納付を必要とする入札で、所定の日時までに入札保証金を納付しない者

(2) 郵便等による入札(あらかじめ認めた場合を除く。)

- (3) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者
  - (4) 当該入札における2者以上の入札者の代理をした者(指名通知を受けた入札者が他の入札者の代理をする場合を含む。)
  - (5) 委任状のない代理人のした入札
  - (6) 入札書に記名押印のない入札
  - (7) 入札価格の金額を訂正した入札
  - (8) 入札価格の金額数字の不鮮明な入札
  - (9) 誤字、脱字等により入札の意思表示が不明瞭なとき
  - (10) 最低制限価格を設定した場合において、最低制限価格を下回る価格で入札をした者
  - (11) 再度の入札において(予定価格の事前公表をしない場合)、前回の入札の最低価格を上回る価格で入札をした者
  - (12) 低入札価格調査制度を適用した場合において、当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められた者、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなると認められた者
  - (13) 予定価格を事前公表している場合において、予定価格を上回る価格で入札した者
  - (14) 第6条の積算内訳書の提出を入札の条件とした場合において、内訳書を提出しない者又はその内容に、重大かつ明白な不備が認められる者
  - (15) その他入札に関する条件に違反した者
- (再度入札)

第11条 入札執行者は、開札の結果、落札者とすべき入札がないときは、不落札を宣言し、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、前条に該当する入札を行った者は再度の入札に参加させない。

- (1) 再度の入札は2回までとする。
  - (2) 予定価格を事前公表した場合の入札回数は1回とし、再度の入札は行わない。
- (落札決定)

第12条 入札執行者は、第10条に該当しない者で、予定価格の範囲内でかつ最低の価格を提示した者(最低制限価格を設定している場合は、予定価格の範囲内でかつ最低

制限価格を上回る価格を提示した者)を落札者として決定する。

- 2 最低価格者が2者以上あるときは、くじ引きを行い、落札者を決定する。この場合において、最低価格者がくじを引くことができない、又は引かないときは、入札に利害関係を有しない者にくじを引かせるものとする。
- 3 入札執行者は、落札者となる入札があったときは、直ちに入札金額及び入札者の称号若しくは氏名を宣言して、落札者を決定する。
- 4 入札執行者は、談合の事実調査を行う必要があるとき、又は直ちに落札決定を行うのは適当でないと認めたときは、落札の決定を保留する。
- 5 前各項の規定にかかわらず、総合評価競争入札を適用する入札については、琴浦町建設工事簡便型総合評価競争入札要領に定めるところにより、落札者を決定する。

(落札決定後の手続)

第13条 琴浦町財務規則第97条第1項の規定により、落札者が決定した日の翌日から起算して7日以内(琴浦町の休日を定める条例に規定する休日の日数は算入しない。)に、契約書及び契約に必要な書類を提出しなければならない。

- 2 請負代金の額が100万円以上(消費税及び地方消費税を含む。)の工事については、琴浦町建設工事請負契約約款第4条に定める契約の保証を付さなければならない。

(その他)

第14条 この要領の運用に関し、必要な事項は町長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成19年12月3日から適用する。

## 別紙様式第1号(第4条関係)

入札閲覧設計書に関する質問書	
工事・業務名	
質問者	会社名 : 質問者職氏名 : 連絡先 : 電話 FAX
提出年月日	年 月 日
質問事項	

- 注) 1 質問書は、各担当課へ提出する。  
2 質問回答書は、入札参加予定者全員に、受領後5日以内又は入札日から逆算して3日前のいずれか早い日までに、郵送、FAX等で通知する。

確認欄

別紙様式第2号(第4条関係)

年　月　日

入札参加予定者 様

琴浦町 課長 印

〇〇〇〇工事の質問回答について

のことについて、下記のとおり回答します。

記

入札閲覧(現場説明会)設計書に関する質問 回答書	
工事(業務)名	
提出年月日	年　月　日
質問事項	回 答

別紙様式第3号(第6条関係)

委任状

琴浦町長 様

私は、  
任します。

を代理人と定め、次の業務に関する入札(見積)の一切の権限を委

年 月 日

委任者 住 所

商号又は名称

代表者 氏名

受任者 住 所

氏 名

工事(業務)名	
工事(業務)場所	琴浦町大字

別紙様式第4号(第6条関係)

入札書(第一回)

琴浦町長 様

琴浦町財務規則(平成16年9月1日琴浦町規則第47号)、図面、仕様書、現場等を熟観のうえ、次のとおり入札します。

年 月 日

入札者住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人住所

氏名

工事(業務)名		
工事(業務)場所	琴浦町大字	
入札金額	金	円(消費税抜き)

備考

- 1 入札書は、封書にし、表面に工事名、工事場所、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載する。
- 2 入札金額は、算用数字で記載すること。

別紙様式第5号(第6条関係)

見 積 書

琴浦町長 様

琴浦町建設工事執行規則(平成16年9月1日琴浦町規則第132号)、琴浦町財務規則(平成16年9月1日琴浦町規則第47号)、図面、仕様書、現場等を熟覧のうえ、次のとおり見積りします。

年 月 日

入札者 住 所

商号又は名称

代表者 氏名



工 事 名	
工 事 場 所	
見 積 金 額	金 円(消費税抜き)

備 考

- 1 見積金額は、算用数字で記載すること。
- 2 見積金額の内訳明細書を添付すること。

別紙様式第6号(第7条関係)

入 札 辞 退 届

件 名

上記について、指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

年 月 日

請負者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名



琴浦町長

様

別紙様式第7号(第9条関係)

工 事 費 内 訳 書

入札者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

1 工事名

2 工事場所

3 入札価格

円(消費税を除く)

4 入札価格の内訳

(単位:円)

工種・種別 (種目・科目)	数量	単位	単価	金額	備考

(注)1 内訳については、原則として、閲覧用設計図書の項目に準じて作成することとし、工種・種別又は種目・科目の区分まで記載すること。

2 値引きをする場合は、積算区分ごとに記載すること。(一括して記載するには不可)

3 内容欄が不足する場合は、適宜、別葉とすること。

別紙様式第 1 号(第 4 条関係)

別紙様式第 2 号(第 4 条関係)

別紙様式第 3 号(第 6 条関係)

別紙様式第 4 号(第 6 条関係)

別紙様式第 5 号(第 6 条関係)

別紙様式第 6 号(第 7 条関係)

別紙様式第 7 号(第 9 条関係)